

生物多様性条約 COP15 第2部結果概要

OECC 事務局

※本稿は、OECC主催「COP 報告会」(2022年12月23日)における環境省自然環境局 山本麻衣室長(生物多様性戦略推進室)の発表等をもとに事務局において再編集したものです。

はじめに

COP15(第2部)は12月7日に開幕し、15日からのハイレベル公式会合を経て、18日からの閣僚級の最終交渉に一気になだれ込んでいったという状況でした。すなわち15日から17日までは、各国代表からのステートメントや公式行事がスケジュールに沿って進行していましたが、18日の朝になって、いきなり議長から決議案が提示され、その後、重要議題ごとに議長から次々と提案が出され、交渉が動き出しました。こうした急激な動きに応じ、各国代表団は議長との間での折衝に臨み、また閣僚級の非公式会合も急遽開催されるなど会場全体が緊迫する中、交渉が進められました。19日の未明に開催された全体会合では、最終決議案が上程され、一気に最終合意に向けた交渉の最終局面に向かっていったという感じでした。

今回のCOPでは、「愛知目標」の後継目標としての新たな世界目標枠組みの合意を目指すことを眼目としており、資源動員と遺伝資源に係る塩基配列情報(Digital Sequence Information: DSI)とともに3大重要テーマとされていましたが、最終的には、新たな枠組みとして「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」(以下「新枠組」)を採択するとともに、資源動員及びDSIについても一定

の前進した合意を得て、COP15が19日に閉幕しました。

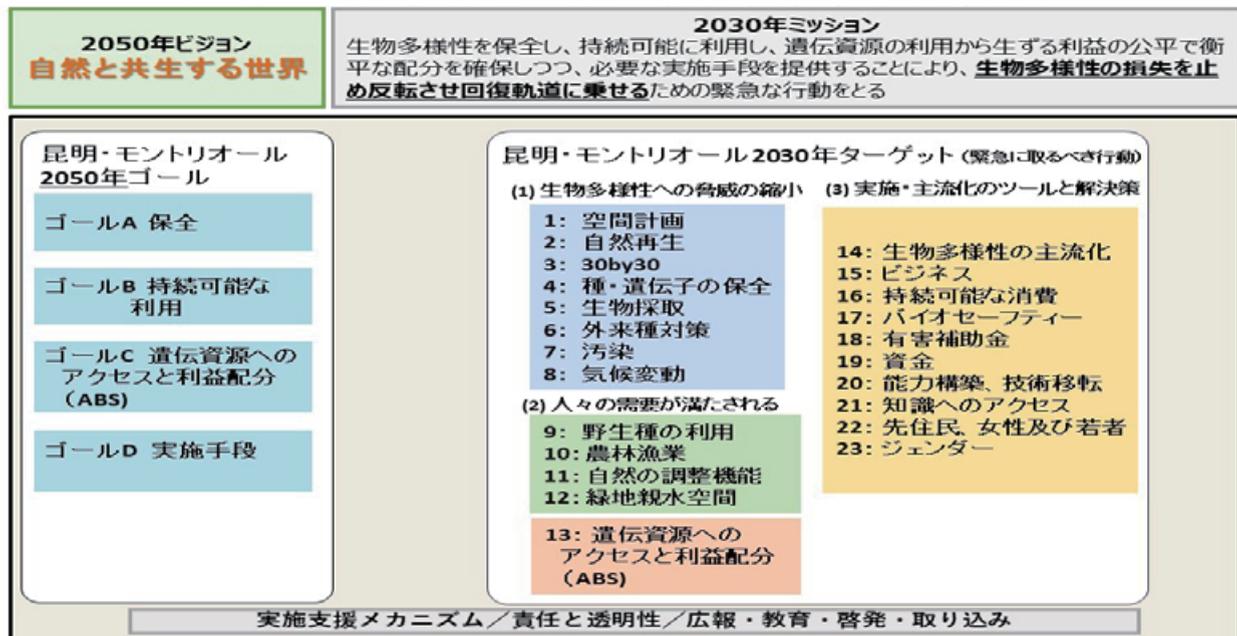
新枠組

新枠組の構造ですが、2050年ビジョンは、「自然と共生する社会」となっており、愛知目標からそのまま踏襲した形になっています。次に2030年ミッションについては、生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公平で衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急な行動をとるとされています。このミッションの下には、A「保全」、B「持続可能な利用」、C「遺伝資源へのアクセスと利益配分」及びD「実施手段」から構成されるゴールが設けられ、それらに付随する形で23のターゲットが設定されています。目標の目玉として注目を浴びている「30 by 30」目標は、ゴールA「保全」のグループに位置付けられています(資料1参照)。

資源動員

気候変動枠組条約下の交渉でも資金は、大きな課題になっていますが、今回CBDの中でもその流れを受けた形で資源をしっかりと勝ち取ろうとする途上国の動きが活発

資料1 昆明・モンテリオール生物多様性枠組の構造



になっており、そうした動きに対し、どこまで対応できるかが議論の的になっていました。結論としては、「資源動員戦略フェーズ I」（2023～2024）が採択され、締約国に対して国家生物多様性財政計画（又は同様の文書）を策定、更新、実施することが奨励されています。新枠組の2030年までの実施期間内に、あらゆる資源を動員して支援する特別信託基金「グローバル生物多様性枠組基金」が2023年にGEFの中に設立されることが合意に至りました。

資源動員については、生物多様性という枠内での支援は必ずしも大きくはなく、むしろ全ての途上国支援が生物多様性にとってプラスになる、もしくは少なくともマイナスにはならないように方向付けしていくことが肝要です。また今後、国家戦略や国の計画に対する支援が、生物多様性分野への明示的な支援と認識されなくても、生物多様性の文脈からプラスに働くことが重要です。さらに生物多様性のみを目的とする単独協力案件というよりも、多様な支援プログラムの中に、生物多様性の要素を組み込んでいくことが重要であると思っています。それがまさに、生物多様性の主流化ということだと思います。

加えて、ターゲット 19.1の「資金」においても、生物多様性と気候変動の資金のシナジーを最適化することが、小さな扱いはありますが、様々な資源動員の手法の一つとして明記されるとともに、気候資金は生物多様性のコベネフィットにもなることが新枠組にも位置付けられています。

DSI

DSIについては、元々ABSの文脈で、遺伝資源から得られた利益の配分は条約の目的の一つとなっていますが、近年、遺伝子情報がデジタル情報としてやりとりされ、利益を生み出す流れが実現されています。これに関連し、そこから得られた利益を配分すべきとの主張が途上国よりなされ、一方先進国側は、そうした議論は、そもそもCBDの枠内か否かというところから検討を始めるべきとしており、双方の立場に大きな隔たりがありました。最終的には、今後公開作業部会を設置してCOP16に向けて検討していくことで決着しました。

その他の主要議題

その他の議題ですが、例えば、能力構築・開発、科学技術協力についても長期戦略枠組みが採択をされ、今後の制度的メカニズムを設置することについての議論が開始されています。

また「自然を活用した解決策」（Nature-based Solutions: NbS）については、自然が持つ調整力を減災等に活用する方向が明示されています。Nature-based Solutionsの取り扱いですが、先進国側は、Nature-based Solutionsの有効性を主張したのですが、一部途上国からは、その概念に疑問を呈し、特に生物多様性条約の下で

は一度も公式な文面として決議されたことがないことから、決議には至りませんでした。

レビューメカニズムについては、これまで愛知目標がなぜ達成できなかったかという議論の流れの中で重視されており、各実施状況のモニタリングに関する決定も行われました。

生物多様性と気候変動

生物多様性と気候変動については、共通だが差異のある責任を巡り、先進国と途上国が強く対立したことから、議論は収束せず、今後SBSTAにおいて議論されることになりました。気候変動と生物多様性のインターフェイスについては、COP15に参加している交渉官の間では、気候変動と生物多様性を一体として取り組むべきとの認識は共通のものとなっています。新枠組の中にも、他のリオ条約とのシナジーを強化するという一般的な文面も入っています。特筆すべき議題としては、気候変動と生物多様性の連携という議題が独立して設けられていたのですが、「共通だが差異ある責任」（CBDR）という概念を気候変動条約の文脈だと一般的に受け入れられている概念ですが、それを生物多様性条約の文脈にも適用したいという途上国と、それには反対の立場の先進国との間で折り合いがつかず、交渉は困難を極め、COP15での決議には至りませんでした。

我が国の取り組みの発信

我が国の取り組みの発信の一環で、生物多様性日本基金の第二期の実施をプレッジしました（写真1参照）。金額的には前回プレッジをしていた1,700万米ドルと同額ですが、その実施を直ちに開始する旨サイドイベントで宣言しました。資金の増加については、各国から様々なプレッジがありましたが、我が国としては、日本基金でこれまでやっているものを継続し、速やかに実施を開始できることはそれなりに意味があるものと思っています。また、その中では、SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム第4期の実施も盛り込まれており、経団連の自然保護基金からも新たに資金拠出頂き、官民連携によるSATOYAMAイニシアティブを推進する体制が整い、国際社会にも大いにアピールできたものと思っています。



写真1 生物多様性日本基金第二期開始イベント